

営業開始後に必要な届出

変更の届出

- 下表のような変更が生じた場合は、「変更」の届出を行ってください。変更内容によって次の添付書類が必要です。

	変更事項	変更内容		必要な添付書類
1	申請者・届出者の氏名	個人	結婚等による改姓	
		法人	商号（社名）、代表者の変更	
2	申請者・届出者の住所	個人	自宅住所の変更	
		法人	本社の所在地変更	
3	施設の名称	施設の名称、屋号又は商号の変更		
4	自動車登録番号	自動車営業の場合の自動車登録番号		自動車検査証の写し
5	主として取り扱う食品又は添加物	主として取り扱う食品又は添加物の変更		仮設営業・ろ店営業の場合、提供食品及び調理方法を記載した書面
6	食品衛生責任者	食品衛生責任者の変更		
7	施設の構造及び設備	施設の構造又は設備の変更や自動販売機の型番変更		施設の構造及び設備を示す図面（自動販売機の場合はカタログ）
8	HACCPの取組の種別	HACCPの取組の種別の変更		

※5、7は変更の程度により、新たに営業許可や営業届出が必要になる場合があります。事前にご相談ください

廃業の届出

- 次のような場合は、「廃業」の届出を行ってください。
 - 1 施設を廃業した場合
 - 2 営業者が変わり、新規営業者が営業の許可申請又は届出をした場合
※承継の届出を行った場合は、廃業の届出は不要です
 - 3 施設を全面的に建て替えた（増改築等）場合（事前に許可申請又は届出）
 - 4 施設を移転した場合：移転先で許可申請又は届出

継続の申請

※届出業種については継続申請の必要はありません。

- 営業許可期限満了後も引き続き営業される方は、期限満了前に営業許可の「継続」の申請を行ってください。申請には以下の添付書類と手数料が必要です。

- 1 施設の構造及び設備を示す図面（自動販売機の場合はカタログ）
- 2 水道水以外の水を使用する場合：水質検査成績書の写し
- 3 自動車による営業の場合：自動車検査証の写し

承継の届出

- 事業譲渡、相続（営業者本人が亡くなった場合）、及び会社の合併・分割により、営業の地位を承継する場合は、「承継」の届出を行ってください。

	必要な添付書類
事業譲渡の場合	・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等）
相続の場合	・ 相続関係が確認できる戸籍謄本又は法務局より交付を受けた法定相続情報一覧図の写し ・ 相続人が複数いる場合はその全員の同意書
合併、分割の場合	・ 合併又は分割の関係を証明できる登記事項証明書

- インターネットから手続きをお願いします。

「食品衛生申請等システム」

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



- 営業施設がある区の衛生課の窓口でも手続きが可能です。

名称	電話番号	所在地
東衛生課食品係	092-645-1111	福岡市東区箱崎2-54-27
博多衛生課食品係	092-419-1126	福岡市博多区博多駅前2-8-1
中央衛生課食品係	092-761-7356	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6階
南衛生課食品係	092-559-5162	福岡市南区塩原3-25-3
城南衛生課食品係	092-831-4219	福岡市城南区鳥飼5-2-25
早良衛生課食品係	092-851-6609	福岡市早良区百道1-18-18
西衛生課食品係	092-895-7095	福岡市西区内浜1-4-7